

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一～三十九（略）</p> <p>四十（二E）―N―〔四―（三―クロロ―四―フルオロア ニリノ）―七―〔（三S）―オキソラン―三―イル〕オ キシ〕キナゾリン―六―イル〕―四―（ジメチルアミノ） ブターニ―エナミド（別名アフアチニブ）、その塩類及び それらの製剤</p> <p>四十一～百一（略）</p> <p>百二 ブレンツキシマブ ベドチン及びその製剤</p> <p>百三～百四十（略）</p>	<p>一～三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十～百（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百一～百三十八（略）</p>